県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 告示

＊922　昭和41年和歌山県告示第878号（鳥獣保護区の指定）の全部改正　（自然環境課）…… 1
＊923　昭和61年和歌山県告示第734号（鳥獣保護区の指定）の全部改正　（　〃　）…… 2
＊924　平成28年和歌山県告示第1225号（鳥獣保護区の指定）の全部改正　（　〃　）…… 2
＊925　特定猟具使用禁止区域の指定　（　〃　）…… 3
926　指定自立支援医療機関の指定　（こころの健康推進課）…… 3
927　〃　（　〃　）…… 3
928　〃　（　〃　）…… 4
929　〃　（　〃　）…… 4
930　指定自立支援医療機関の変更　（　〃　）…… 4
931　〃　（　〃　）…… 4
932　保安林の指定施業要件変更予定　（森林整備課）…… 5
933　〃　（　〃　）…… 5
934　〃　（　〃　）…… 5
935　〃　（　〃　）…… 6
936　〃　（　〃　）…… 6

○ 公告

農地を利用する権利の設定に関する裁定　（農林水産振興課）…… 7

告　示

和歌山県告示第922号

昭和41年和歌山県告示第878号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和8年11月1日から適用する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名　　称	区域	存　続　期　間	鳥獣保護区の保護に関する指針
天野鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町及び高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。
楠本鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

夏山鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町及び太地町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第923号

昭和61年和歌山県告示第734号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和8年11月1日から適用する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名　　称	区域	存　続　期　間	鳥獣保護区の保護に関する指針
高野口鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
河根鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、九度山町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
上ミ山鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、すさみ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第924号

平成28年和歌山県告示第1225号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和8年11月1日から適用する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名　　称	区域	存　続　期　間	鳥獣保護区の保護に関する指針
岡崎鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
紀の川（紀の川市）鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
近井鳥獣保護区	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第925号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

名　　称	区域	存　続　期　間	禁止に係る特定猟具の種類
海神池特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	銃器
下地特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	銃器
狗子の川特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	銃器

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指　定　年月日
山路薬局岩出店	岩出市森294	中原みつる	令和8.9.1

和歌山県告示第927号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションピースフル和歌山南	和歌山市毛見108-1	株式会社みらい	令和8.10.1

和歌山県告示第928号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションアルク	和歌山市神前494-3-C号室	株式会社アルク	令和8.10.1

和歌山県告示第929号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションふらっと和歌山	和歌山市内原906-1　コーポウチタ2号棟13号室	株式会社サンライズ	令和8.11.1

和歌山県告示第930号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションピースフルみらい	岩出市堀口85-1	医療機関の所在地	岩出市西野202-3　1st Place　1-C	岩出市堀口85-1	令和8.8.20

和歌山県告示第931号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションひかり和歌山北	和歌山市北島453　コンプラベルデⅡ1-C号室	医療機関の所在地	和歌山市福島898-6	和歌山市北島453　コンプラベルデⅡ1-C号室	令和7.11.17

和歌山県告示第932号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第933号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第934号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第935号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第936号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年10月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字稲荷763番	田	707㎡
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字稲荷771番	田	112㎡
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字神田1061番1	田	255㎡

2　農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
樹園地として利用	令和9年1月15日	10か年	20,000円

3　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人和歌山県農業公社　代表理事理事長　友井泰範

和歌山市茶屋ノ丁2番1

4　農地の所有者等（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいう。）に係る情報

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名　（亡）岡野安吉

住所　和歌山県有田郡湯浅町大字山田829番地

5　補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに和歌山地方法務局本局に補償金を供託する。